

一般社団法人島根県臨床検査技師会
「島根医学検査」編集委員会運営細則

平成 25 年 3 月 5 日 制定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会（以下、「法人」という）の「組織運営規程」に基づき、編集委員会（以下、「委員会」という）の運営について必要事項を定める。

(目的)

第 2 条 法人の学術雑誌「島根医学検査」（以下、「雑誌」という）を発行することを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 雑誌の発行に関する事
- (2) 雑誌の企画構成に関する事
- (3) その他出版物に関する事

2 雑誌への投稿に関する事項は「島根医学検査」投稿規程に定める。

(委員)

第 4 条 委員会を運営するため、次の委員を置く。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (1) 委員長（学術部長） | 1 名 |
| (2) 委員（学術担当理事） | 1 名 |
| (3) 査読委員（部門長または副部門長、部門員） | 若干名 |

第 5 条 委員長及び委員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

第 6 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営及び会議)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員長が議長となり、次の事項を協議する。

- (1) 雑誌の発行に関する事
- (2) 投稿規程に関する事
- (3) その他、事業に関する事

第 8 条 委員会は、事業の運営について審議決定のうえ、理事会で承認を得るものとする。

(改廃)

第 9 条 この細則は、理事会の議決により改訂または廃止することができる。

附則

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 10 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。